

平成27年度 第2回佐賀県公共事業評価監視委員会

議 事 次 第

日時：平成27年12月24日（木） 9：00～

場所：特別会議室A

1 開 会

2 議 題

【報告】

- (1) 整備系新規評価マニュアルの変更に係る書面審議結果について

【諮問】

- (2) 再評価対象事業地区諮問

(河川砂防課 広域河川改修事業 1件)

(道路課 道路整備交付金事業等 5件)

- (3) その他

3 閉 会

佐賀県公共事業評価監視委員会委員名簿

任期：平成27年7月1日～平成29年6月30日

区分	氏名	役職名
都市工学	いとう 伊藤 幸広 ゆきひろ	佐賀大学大学院工学系研究科教授
都市・地域 計画	いのへえ 猪八重 たくろう たくろう	佐賀大学大学院工学系研究科准教授
経済	じんのうち 陣内 芳博 よしひろ	株式会社佐賀銀行 取締役頭取 佐賀経済同友会副代表幹事
経営	やまもと 山本 ちようじ ちようじ	佐賀大学経済学部教授
経済	かめやま 亀山 よしひろ よしひろ	佐賀大学経済学部准教授
法律	むた 牟田 きよたか きよたか	弁護士
環境	なかむら 中村 さやか さやか	日本野鳥の会 佐賀県支部 イラストレーター
環境	ゆふ 油布 かなみ かなみ	佐賀県環境サポーター NPO法人みんなの森プロジェクト
報道	とりい 鳥井 ともこ ともこ	フリーアナウンサー
NPO	さとう 佐藤 わかこ わかこ	「NPO法人 森林をつくろう」理事長

佐賀県公共事業評価監視委員会委員設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀県公共事業新規評価実施要綱第5の1、佐賀県公共事業再評価実施要綱第5の1及び佐賀県公共事業事後評価実施要綱第4の1の規定に基づき、佐賀県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について審議する。

- 2 佐賀県が作成する「新規評価マニュアル」の制定、変更に関する事項
- 3 佐賀県が実施している公共事業の継続の適否について佐賀県が行った評価に関する事項
- 4 佐賀県が実施した公共事業の効果について佐賀県が行った評価に関する事項
- 5 その他前3号に規定する評価の実施(答申)に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員数は、委員総数の10分の4未満としないものとする。また、委員の年齢が40歳代以下の委員数は、委員総数の10分の3未満としないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第4条 委員は、県内の実情に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公平普遍の立場で審議をしなければならない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 1 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が特に緊急の必要があると認めるときは、文書その他の方法による審議により、会議を

することができる。この場合において、委員長はその結果を次の会議に報告しなければならない。

- 5 前項の規定による審議は、第3項の場合と同様に委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、県土づくり本部企画・経営グループにおいて処理する。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月16日から施行する。